

## 裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が平成29年2月20日に提起した、処分庁による平成29年2月13日付けの審査請求人に対する申込児童の保育施設への入所を不承諾とする処分に係る審査請求（平成28年度審査請求第4号）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年4月1日から審査請求人の子が保育施設を利用するための申込みを行った。
- 2 処分庁は、審査請求人からの当該申込みを含め、平成29年4月1日からの保育施設利用に係る一次利用調整を行った結果、審査請求人の子は申込みを行った入所施設について利用できないこととなったため、平成29年2月13日付けで、審査請求人に対してその旨を記載した平成29年4月1日保育施設の利用にかかる利用調整結果及び二次利用調整の実施についての通知書を送付した。
- 3 審査請求人は、平成29年2月20日、兵庫県尼崎市長に対し、本件処分に対して審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は本件処分により、審査請求人が希望する保育施設において審査請求人の子が保育を受ける権利を侵害され、利用を承諾された児童との間での不公平が生じること、また、審査請求

人の就労が困難になることに伴い困窮すると主張している（日本国憲法第13条、第14条、第25条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項本文違反）。このほか、審査基準の不明瞭（行政手続法（平成5年法律第88号）第5条違反）及び不利益処分 of 具体的理由の不明瞭（行政手続法第8条及び児童福祉法第24条第1項本文違反）並びに適切な保護の未実施（児童福祉法第24条第1項ただし書違反）を主張する。

## 理 由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求書の提出部数が不足していること、審査請求の理由について改正前の児童福祉法を根拠にしており審査請求理由が不明瞭であることから、当該審査請求を不適法なものとして、平成29年3月6日付けで簡易書留により、審査請求人に対して補正を命じたが、審査請求人は補正期限までに補正を行わなかった。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年4月3日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

### (教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。